

茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
(国民健康保険料の減免)

1 提案の理由

東日本大震災により被害を受けた者に係る保険料の減免の特例措置の期間を延長するため提案する。

2 根拠法規

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条

3 条例の概要

- (1) 市長は、平成23年3月11日において警戒区域の設定を行うことの指示の対象となった区域等に住所を有していた者の属する世帯の納付義務者に対し、令和6年度分の保険料を減免することができることとした。
- (2) この条例は公布の日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

4 対象減免世帯数（令和6年3月時点）

東日本減免世帯 令和5年度対象世帯…3世帯